

平成26年12月25日

習志野市習志野文化ホールの指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、習志野市習志野文化ホールの管理運営を行う指定管理者を、次のとおり指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1) 所在地 習志野市谷津一丁目16番1号
- (2) 団体名 公益財団法人習志野文化ホール
- (3) 代表者 理事長 松盛 弘

2. 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

3. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 1（非公募）
- (2) 日程
 - ア 申請すべき者の指名 平成26年10月16日
 - イ 申請書類の受付 平成26年10月16日～10月20日
 - ウ 指定管理者候補者選定 平成26年10月22日
 - エ 指定管理者候補者の選定結果の通知 平成26年11月12日
 - オ 議会の議決 平成26年12月19日
 - カ 指定日（告示日） 平成26年12月25日

4. 指定理由

市民の平等な利用の確保、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う総合的な能力を有し、事業計画の内容が施設機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費が適正であること、施設の管理運営に実績があること、更に、今後計画している大規模改修工事等に際して、公共施設再生計画を鑑みた臨機応変な対応ができると考えることから、当該施設の指定管理者として指定した。

問合せ：社会教育課
電 話：047-453-9382